証券コード　6457
平成22年６月４日

株　主　各　位

兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号
グローリー株式会社
代表取締役社長　西　野　秀　人

第64回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
　さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成22年６月24日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http：//daiko-sb.gcan.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネット等による議決権の行使に際しては、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．**日　　　時**　平成22年６月25日（金曜日）午前10時

２．**場　　　所**　兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号
当社　本社ウイングビル６階67会議室

３．**目的事項**

報告事項
１．第64期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第64期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件
第４号議案　当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続的導入の件

４．**招集にあたっての決定事項**

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】
①書面（議決権行使書）により議決権を複数回行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権の行使として取り扱います。
②電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取り扱います。
③電磁的方法（インターネット等）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.glory.co.jp/ir/）に掲載いたしますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、将来の事業展開に備えた財務体質の維持・強化を図りつつ安定した配当を継続していくことを基本方針としており、配当総額は、連結自己資本配当率1.5％を下限、連結配当性向25％以上を目標としております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、１株につき17円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金16円を加えた年間配当金は１株につき33円となり、連結自己資本配当率は1.5％、連結配当性向は43.4％となります。

１．配当財産の種類
　　金銭といたします。
２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金17円
　　配当総額　1,116,711,810円
３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成22年６月28日

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	尾上壽男（おのえひさお） (昭和10年８月16日生)	昭和36年７月　当社入社 昭和45年６月　当社総務部長 昭和45年12月　当社取締役 昭和49年12月　当社常務取締役 昭和53年１月　当社専務取締役 昭和55年１月　当社代表取締役副社長 平成元年６月　当社代表取締役社長 平成13年６月　当社代表取締役会長 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 姫路商工会議所 会頭 姫路信用金庫 理事	487,488株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	西野秀人（にしのひでと） (昭和15年12月28日生)	昭和38年４月　当社入社 平成元年４月　当社カード事業部長 平成元年６月　当社取締役 平成４年６月　当社常務取締役 平成７年６月　当社専務取締役 平成12年６月　当社代表取締役副社長 平成13年６月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	25,476株
3	松岡則重（まつおかのりしげ） (昭和19年９月５日生)	平成８年７月　当社入社 平成９年４月　当社経営企画室長 平成９年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 平成18年６月　当社取締役 常務執行役員 平成18年10月　当社総務統括部長 （現在に至る） 平成19年６月　当社管理部門管掌 平成20年６月　当社本社管理機能管掌 （現在に至る） 当社取締役 専務執行役員 （現在に至る）	14,200株
4	尾上広和（おのえひろかず） (昭和23年３月19日生)	昭和45年９月　当社入社 平成12年４月　当社自販機・遊技システム事業部長 平成13年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役 平成17年４月　当社自販機・遊技・メディア事業部長 平成18年６月　当社取締役 常務執行役員 平成18年10月　当社自販機・遊技カンパニー長 平成19年６月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社取締役 常務執行役員 （現在に至る） 当社経営企画室長 平成21年４月　当社経営戦略統括部長 （現在に至る）	8,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	佐々木 宏 機（ささき ひろき） （昭和17年２月15日生）	昭和40年４月　富士製鐵株式會社（現 新日本製鐵株式會社）入社 平成３年６月　新日本製鐵株式會社 輸出第一部長 平成７年６月　同社取締役 平成11年４月　同社常務取締役 平成13年６月　山陽特殊製鋼株式会社 代表取締役副社長 平成14年６月　同社代表取締役社長 平成19年６月　同社取締役相談役 平成20年６月　当社取締役 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 株式会社キッツ 社外監査役	1,900株
6	新 島 昭（にいじま あきら） （昭和19年３月９日生）	昭和44年４月　パイオニア株式会社 入社 平成７年９月　Pioneer North America,Inc. 取締役社長 平成９年６月　パイオニア株式会社 取締役 平成10年３月　同社国際業務部長 平成11年９月　同社経営戦略部長 平成12年６月　同社常務取締役 平成13年１月　同社ホームエンタテインメントカンパニープレジデント 平成14年６月　同社専務取締役 平成16年６月　同社代表取締役専務取締役 平成20年６月　当社取締役 （現在に至る）	1,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	※ 船引祐一（ふなびき ゆういち） （昭和21年１月１日生）	昭和39年４月　当社入社 平成12年４月　当社貨幣処理システム事業本部副本部長 平成12年６月　当社取締役 平成15年４月　当社金融機器事業部長 平成15年６月　当社常務取締役 平成17年４月　当社貨幣処理システム事業部副事業部長 平成18年６月　当社取締役 常務執行役員 平成18年10月　当社海外・ＯＥＭカンパニー長 平成19年６月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社専務執行役員 （現在に至る） 平成21年４月　当社通貨システム機器事業本部長 （現在に至る）	10,400株
8	※ 一谷昌弘（いちたに まさひろ） （昭和22年10月27日生）	昭和45年３月　グローリー商事株式会社（現 当社）入社 平成４年４月　同社金融営業部長 平成７年６月　同社取締役 平成11年６月　同社常務取締役 平成18年６月　当社取締役 平成18年10月　当社取締役 常務執行役員 当社金融カンパニー営業統括部長 平成19年６月　当社常務執行役員 当社金融カンパニー長 平成20年６月　当社専務執行役員 （現在に至る） 平成21年４月　当社国内金融機関営業担当 （現在に至る）	16,000株
9	※ 氣賀澤清司（きがさわ きよし） （昭和25年５月15日生）	昭和61年12月　グローリー商事株式会社（現 当社）入社 平成２年４月　同社経営企画室長 平成７年４月　同社人事部長 平成15年６月　同社取締役 平成18年10月　当社執行役員 当社人事統括部人事部長 （現在に至る） 平成19年６月　当社上席執行役員 （現在に至る）	3,000株

（注） 1．※印は、新任候補者であります。
2．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3．佐々木宏機及び新島　昭の両氏は、社外取締役候補者であります。
4．社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者の選任理由について
①佐々木宏機氏は、会社経営者としての豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、現在、社外取締役として、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としても、貴重なアドバイスをいただいております。これらのことから、今後も利害関係のない見地から的確な提言をいただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
②新島　昭氏は、当社と同様、研究開発を重視する企業での国内外における豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、現在、社外取締役として、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としても、貴重なアドバイスをいただいております。これらのことから、今後も利害関係のない見地から的確な提言をいただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
佐々木宏機及び新島　昭の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
(3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と佐々木宏機及び新島　昭の両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役９名のうち、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役６名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額3,890万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、本役員賞与は、連結当期純利益の一定割合を総額とする旨の方針に基づき算定しており、各取締役に対する金額につきましては、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

第４号議案　当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続的導入の件

当社は、平成19年12月26日開催の取締役会決議及び平成20年６月27日開催の第62回定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）を導入いたしましたが、現行プランは、本総会終結の時をもって失効することになります。

この現行プランの失効に先立ち、当社は、平成22年３月26日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第３号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を改定するとともに、「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第３号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現行プランを一部改定し、継続して導入することを決定いたしました（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）。

つきましては、本プランの継続的導入について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1．提案の理由

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、また、当社は、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値・株主共同の利益となる取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等当社の企業価値の源泉に対する十分な理解が不可欠であると考えております。

具体的には、企業価値の源泉は、(ⅰ) 長年研究開発を行ってきた成果である、通貨処理事業に欠かせない二つのコア技術（「メカトロ技術」及び「認識・識別技術」）及びそれらに付随する様々な技術力、(ⅱ) 世界各国の多様な市場環境・通貨流通の仕組みに精通し、お客様のニーズにグローバルに柔軟に対応し得るノウハウ、(ⅲ) 国内のみならず海外諸国においても、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまで、グループ一貫で行う事業体制、(ⅳ) 当社企業理念を十分に理解し、高度な技術力、ノウハウを維持・発展・伝承する従業員の存在、(ⅴ)上記(ⅰ)から(ⅲ)の技術力、ノウハウ、及び事業体制を背景に長年にわたって築いてきた、お客様、取引先、地域社会等との信頼関係にあると考えており、これら当社の企業価値の源泉に対する理解は、今後当社がさらに発展するために必要不可欠であります。

これらの当社企業価値の源泉に対する理解がないまま、当社株券等に対する大量買付がなされた場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の企業価値の源泉について

当社は、小さな町工場として大正７年に創業し、昭和25年に国産第一号となる硬貨計数機を生み出して以来、長年にわたって築いてきた独自の技術力を背景に、国内外の金融機関、流通業界等を始めとしたお客様に様々な貨幣処理機を提供し、同分野における日本のパイオニア企業として成長を遂げてまいりました。当社は、貨幣処理業務の効率化のみならず、通貨の真偽判別という重要な役割を担う企業として、企業理念である「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」の精神の下、継続的な企業価値の確保・向上を図ってまいりました。

当社といたしましては、引き続き、当社の独自技術を搭載した貨幣処理機の開発及び提供を通じて“社会の発展に貢献する”という使命を果たすことによって、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を追求してまいる所存です。

当社は、かかる当社グループの企業価値の源泉は、具体的には、以下の点にあると考えております。

① 通貨処理事業に不可欠な二つのコア技術及びそれらに付随する様々な技術力

当社グループは、上記企業理念の下、貨幣処理事業を支える二つのコア技術（通貨を計数・選別・搬送する「メカトロ技術」及び通貨の真偽を見分ける「認識・識別技術」）を確立してまいりました。これらの技術は、昭和25年に誕生した国産第一号となる硬貨計数機を始め、数多くの画期的な製品に活かされており、これらコア技術に磨きをかけながら、情報処理技術やアプリケーション技術との融合による新しい製品・ソリューションの開発、手書き文字・印影の読取技術、指紋・顔認証技術、会話プライバシー保護技術等、独自技術の開発にも取り組んでまいりました。

これらの技術はすべて、当社グループが絶えず時代の変化とお客様のニーズに柔軟に対応し、より高品質な製品の提供を目指し真摯に取り組んできたことの成果であり、かかる技術力を維持し、実効的に発展させることが、今後も当社グループが企業価値を維持・向上させていくために、極めて重要な要素であると考えております。

② 世界各国の多様な市場環境・通貨流通の仕組みに対応し得るノウハウ

当社グループは、上記①の技術力ならびに、国内市場において培ってきた、お客様や社会のニーズに合った製品を具現化し提供するため、市場分析から企画・開発、さらには技術の活用や製品・ソリューション提案に至るまでの総合力をベースに、昭和41年からはその市場を海外にも拡げ、世界各国の多様な市場環境・通貨流通の仕組みに精通することにより、お客様のニーズにグローバルに柔軟に対応するためのノウハウを蓄積・発展させてまいりました。当社グループが保有する国内・

海外双方において長年にわたって蓄積・発展したノウハウや経験は、それぞれ相互に活かされ、通貨の効率的処理や真偽判別に貢献する製品のみならず、グローバルに展開する当社グループの事業全体に対する信頼感向上に寄与しており、当社グループの企業価値向上にとって重要な存在であります。

③　グループ一貫の事業体制

当社グループは、国内のみならず北米、欧州、アジア等海外諸国においても、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまでグループ関連会社で一貫して行う事業体制を確立し、維持・発展させております。このような事業体制を採ることにより、上記①及び②の技術力・ノウハウが、製品開発、製造、販売、保守といったあらゆる過程でより効果的に活かされ、当社グループにおける事業戦略の機動性確保、事業効率の最大化、お客様に対する一貫したサービスの提供などが可能となるため、当社グループの経営を支える重要な要素となっております。

④　当社の企業理念を十分理解し、高度な技術力を維持・発展・伝承する従業員の存在

当社グループの企業理念には、“不屈の精神で、一丸となって製品開発に取り組み、製品を通じて社会の発展に貢献することにより持続的な企業の発展を目指す”という思いが込められております。創業以来今日まで継承されているこの精神に基づき、様々な独自技術、ノウハウ等が生み出され、当社の企業価値を支える重要な要素として、当社グループの企業価値向上に機能してまいりました。これらは、当社創業以来の歴史の中で脈々と築かれてきたものであり、かかる企業理念、独自技術、ノウハウ等を十分に理解し共有する従業員が、良好な信頼関係と能力を遺憾なく発揮できる企業風土の下、高度な独自技術を維持・発展・伝承し、一体となって事業を継続してきたことが、現在の当社の企業価値を支えているといえます。従って、当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力やノウハウを共有し、維持・発展・伝承していく従業員の存在は、当社がその企業価値を将来にわたり向上させていくために極めて重要であります。

⑤　長年にわたって築いてきた、お客様、取引先、地域社会等との信頼関係

当社グループは、金融機関、流通業界を始めとする多様な市場のお客様に提供する当社製品を通じ、通貨処理業務の効率化に貢献するのみならず、世界各国の通貨システムを支える側面も担っております。このような事業上の特性から、当該事業に従事する当社に対しては高い社会的信頼性が求められておりますが、長年の実績により、世界各国の金融機関等お客様から高い評価をいただき、互いに良好な信頼関係を築いております。また、これら当社製品を安定的に提供していくためには、取引先や地域社会等との良好な関係を継続することも重要であります。

このように当社は、今後も当社が企業価値を確保し、向上させるためには、お客様、取引先、地域社会等、ステークホルダーの方々との信頼関係を維持することが重要であると考えております。

上記のとおり、当社は、当社の企業価値の源泉は、そのいずれもが相互に有機的に関連しており、いずれかが毀損されれば、当社の企業価値全体が毀損されることになりかねないと考えております。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を、その有機的一体性を念頭に置きつつ、今後も継続して発展させていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(3) 本プランの継続的導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って継続的に導入されるものであります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株券等に対する大量買付その他これに類似する行為またはその提案が行われた際に、当社取締役会が、事前に買付を行う者あるいはその提案者に対し、当該買付に関する情報の提供を求め、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社の株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉すること等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、本プランを継続して導入することを決定いたしました。

２．提案の内容

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付行為

本プランは、以下①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（注１）（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等（注２）について、保有者（注３）の株券等保有割合（注４）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注５）について、公開買付け（注６）の後における株券等の株券等所有割合（注７）及びその特別関係者（注８）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注１）「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
（注２）金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
（注３）金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
（注４）金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。
（注５）金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。②において同じとします。
（注６）金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。
（注７）金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。
（注８）金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(b) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者は、当該大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出していただき、当社取締役会が独立委員会に対して速やかに提供いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に当社取締役会を通じて情報を提供するよう求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に対して追加的に提供していただきます。

① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者（注９）、特別関係者及び大量買付者を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該大量買付者による大量買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）（注11）
② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実現可能性等を含みます。）
③ 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
④ 大量買付行為の資金の裏付け（大量買付行為の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
⑤ 大量買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用方針
⑥ 大量買付行為の後における当社の株主（大量買付者を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大量買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大量買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

（注９）金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
（注10）金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。
（注11）買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(c) 大量買付行為の内容の検討・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大量買付者から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家（以下に定義します。）による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（独立委員会が当該情報を受領した日から60日を上限とします。）を定めたうえ、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、公正・客観的な立場で判断するために、大量買付者及び（上記①のとおり当社取締役会に対して情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報を受領してから、原則として最長60日が経過するまでの間（ただし、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、大量買付行為の内容の検討、大量買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大量買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該大量買付者と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいい、以下「外部専門家」といいます。）の助言を得ることができるものとします。大量買付者は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、大量買付者から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、大量買付者が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者による大量買付行為が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までは本新株予約権の無償取得を行うべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（i） 当該勧告後に大量買付者が大量買付行為を撤回した場合その他大量買付行為が存しなくなった場合

（ii） 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付行為が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたって適切と判断する場合は、予め当該実施に関して株主の意思を確認するべき旨の留保を付すことができるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付者による大量買付行為が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大量買付者の大量買付行為の内容の検討・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、延長の理由と期間について、当社取締役会を通じて情報開示し、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努力するものとします。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、独立委員会における手続に加えて、①大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または②独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の意思を確認する株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集します。当社取締役会は、株主意思確認総会または独立委員会のいずれかが本新株予約権の無償割当てを実施するべきではない旨の決定または勧告をした場合には、原則として本新株予約権の無償割当ては実施しません。大量買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施を決議するか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、大量買付行為を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合または株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大量買付者による大量買付行為が以下のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、以下の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④　当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による大量買付行為である場合

(d) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合

(e) 当社取締役会に、当該大量買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大量買付行為である場合

(f) 当社株主に対して、本必要情報その他大量買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大量買付行為である場合

(g) 大量買付行為の条件（対価の価額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性、大量買付行為の後の経営方針または事業計画、大量買付行為の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合

(h) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な、当社のコア技術力等、取引先や社会のニーズに柔軟に対応するためのノウハウ、確立したグループ関連会社での一貫した事業体制、従業員、顧客、取引先等との信頼関係、当社の技術力・開発力、ブランド力または企業理念を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量買付行為である場合

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立社外者のみから構成される独立委員会を設置します。実際に大量買付行為がなされる場合には、上記(1)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会は、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

なお、本プランの継続的導入時点における独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社の社外取締役、社外監査役及び社外の有識者の中から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙２「独立委員会規程の概要」のとおりであり、本プランの継続的導入時点における独立委員会の委員は、別紙３「独立委員会 委員の略歴」のとおりであります。）。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会において株主の皆様のご承認により本プランが継続的に導入された場合には、本プランの有効期間を本総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に基づき廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成22年３月26日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以　上

（ご参考）

Ⅰ．株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続的導入時の株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続的導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主及び投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式１株につき１個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

また、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記２．(1)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言ならびに、当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記（ⅲ）に記載するところに従って非適格者（別紙１「本新株予約権の無償割当ての概要」に定義します。以下同じとします。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

（ⅲ）当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録を行うための振替口座等の情報をご提供いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得及びその対価、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅱ．本プランの合理性について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しております。

② 株主意思を重視するものであること

上記１．(3)「本プランの継続的導入の目的」にて記載したとおり、本総会において、本プランの継続的導入につき、当社株主の意思を確認させていただき、当社株主の賛同が得られない場合には、本プランを廃止することになります。

また、上記２．(1)「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、実務上可能であり、かつ法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本プランの発動の是非についても、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することができます。

加えて、本プランには、継続的導入後の有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に基づき廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記２．(3)「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。なお、本プランの継続的導入時点における独立委員会の委員は、別紙３「独立委員会 委員の略歴」に記載のとおりであります。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

④　合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記２．(1)「本プランの発動に係る手続」(d)及び上記２．(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤　外部専門家の意見の取得

上記２．(1)「本プランの発動に係る手続」(c)②にて記載したとおり、大量買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けることができるものとされております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥　デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記２．(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

（別紙１）

本新株予約権の無償割当ての概要

１．本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

２．割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき１個の本新株予約権を割り当てます。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

６．本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、１ヶ月間から３ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記９．②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

７．本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注１）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注２）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注３）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、下記９．②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

（注１）原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本別紙において同じとします。

（注２）原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注２において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注２において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本別紙において同じとします。

（注３）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

８．本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

９．当社による本新株予約権の取得
① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
　また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

その他、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

10．合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11．新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

12．その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

（別紙２）

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

２．独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（ⅰ）当社社外取締役、（ⅱ）当社社外監査役、または（ⅲ）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

３．独立委員会委員の任期は、本総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

４．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、下記①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

５．上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

① 本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
② 大量買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
④ 大量買付者との協議・交渉
⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

⑥　独立委員会検討期間の延長の決定
⑦　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑧　当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

6．独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。

7．独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

8．独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ること等ができる。

9．各独立委員会委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

10．独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

（別紙３）

独立委員会 委員の略歴

澤田　恒（さわだ ひさし）（昭和22年５月26日生）

略　歴

昭和51年４月　弁護士登録、野村清美法律事務所 入所
昭和53年３月　澤田法律事務所（現澤田・中上法律事務所）主宰（現在に至る）
平成６年６月　大和工業株式会社 社外監査役（現在に至る）
平成18年６月　兵庫信用金庫 社外監事（現在に至る）
　　　　　　　神姫バス株式会社 社外監査役（現在に至る）

佐々木　宏機（ささき ひろき）（昭和17年２月15日生）
当社 社外取締役

略　歴

昭和40年４月　富士製鐵株式會社（現新日本製鐵株式會社）入社
平成７年６月　新日本製鐵株式會社 取締役
平成11年４月　同社常務取締役
平成13年６月　山陽特殊製鋼株式会社 代表取締役副社長
平成14年６月　同社代表取締役社長
平成19年６月　同社取締役相談役
平成20年６月　当社社外取締役（現在に至る）
平成21年６月　株式会社キッツ 社外監査役（現在に至る）

新島　昭（にいじま あきら）（昭和19年３月９日生）
当社 社外取締役

略　歴

昭和44年４月　パイオニア株式会社 入社
平成９年６月　同社取締役
平成12年６月　同社常務取締役
平成14年６月　同社専務取締役
平成16年６月　同社代表取締役専務取締役
平成20年６月　当社社外取締役（現在に至る）

上記委員就任予定者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

（別紙４）

大量買付行為の対応策に基づく新株予約権無償割当ての実施・不実施の流れ
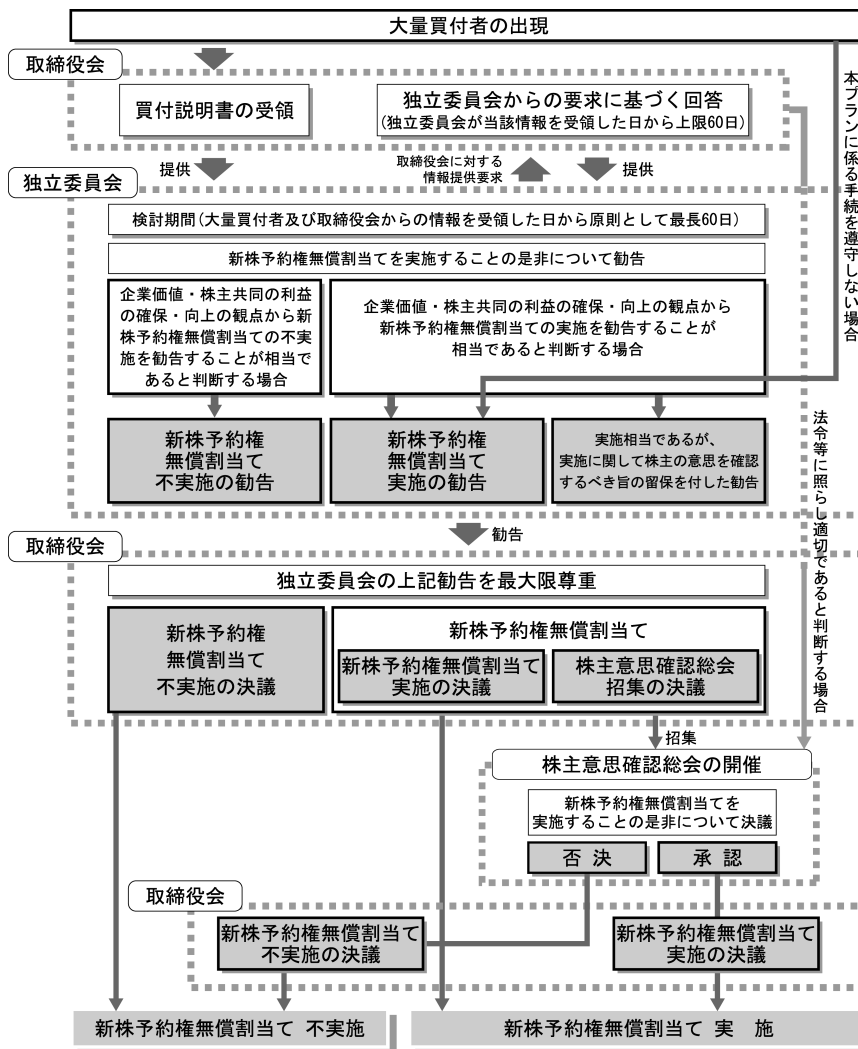
＊ 上記フローチャートはあくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、本文をご覧ください。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

１．ご留意いただく事項

（１）インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト（http：//daiko-sb.gcan.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。

※インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

（２）インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

（３）議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

（４）インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成22年６月24日（木曜日））午後５時15分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

２．お手続きの方法

（１）http：//daiko-sb.gcan.jp　にアクセスしてください。

※「ＱＲコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

（２）株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

（３）同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。

※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。

（４）画面の案内に従って、議決権を行使してください。

３．システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

（１）インターネットにアクセスできること。

（２）パソコンによるインターネット接続の場合

①インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、または Netscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

②招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。)

（３）携帯電話によるインターネット接続の場合

①SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

②以下のサービスが利用可能であること。

EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ

(EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。)

＜機関投資家の皆様へ＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等で ご不明な場合のお問合せ先（通話料無料）
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ＩＴヘルプデスク） 電話０１２０－９１１－８６０（受付時間:24時間）

なお、上記以外の株式に関する各種お問合せ先は以下のとおりです。

株式会社だいこう証券ビジネス　証券代行事務センター

・株式事務に関するご照会　　電話０１２０－２５５－１００

・特別口座に関するご照会　　電話０１２０－３５１－４６５

[受付時間:9:00～17:00（土、日、祝祭日、年末年始を除く）]

以　上

株主総会会場ご案内図

兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号
グローリー株式会社　本社ウイングビル６階67会議室
電話番号　079（297）3131（代表）
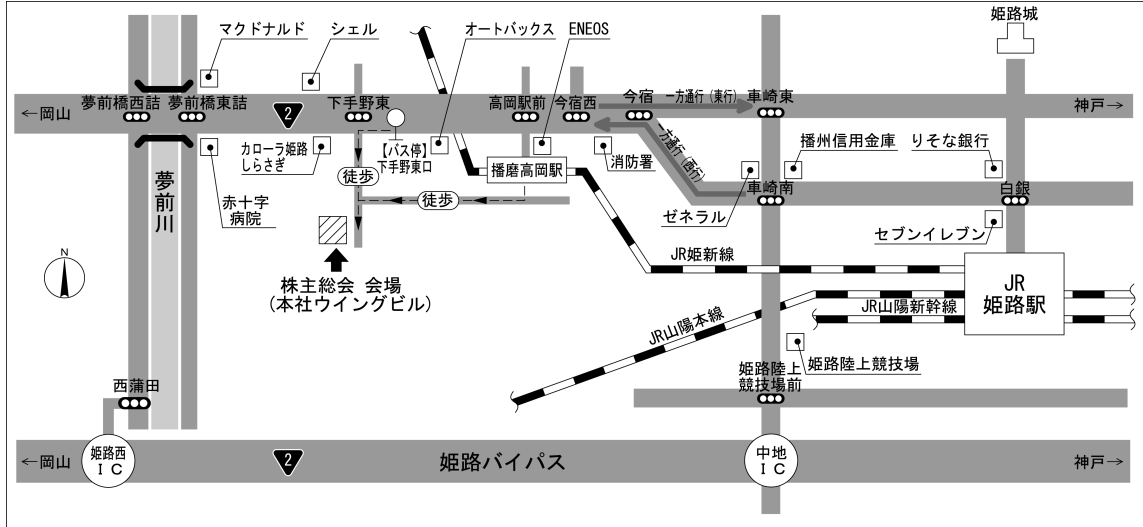
交通のご案内
- ●ＪＲ姫路駅より神姫バスにて「下手野東口」下車（約15分）
  「下手野東口」バス停より、徒歩約２分
- ●ＪＲ姫新線「播磨高岡駅」より、徒歩約10分

会場周辺地図

ＪＲ姫路駅周辺地図